



令和元年東日本台風(台風第19号)に係る県税の申告・納付等の期限の延長措置について、延長後の期限を指定しました。

長野県では令和元年東日本台風の被災状況等を踏まえ、地域を指定し、県税の納付や申告など各種期限を延長する措置を講じておりますが、法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係るものについて、その期限を令和2年8月31日(月)としましたのでお知らせします。

(令和2年7月16日(木)付け長野県報告示)

□ 期限の延長制度について

対象者…別紙の指定地域内に、お住まいの方や事務所若しくは事業所をお持ちの方  
内容…令和元年10月12日以降に到来する県税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付(納入)期限の延長

□ 延長後の期限について

法人県民税、法人事業税、県たばこ税について、その期限を令和2年8月31日(月)としました。

□ 今後の対応について

延長後の期限までに、令和元年東日本台風による被害により税金の納付等を行うことが困難な方については、個々の事情を踏まえ、更なる期限の延長等を受けられる場合がありますので、被災の状況が落ち着いてから最寄りの県税事務所にご相談ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部税務課総務係

(課長)丸山 信秀 (担当)土屋 佳吾

電話：026-235-7046 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2075

FAX：026-235-7497

E-mail：zeimu@pref.nagano.lg.jp